

役務請負に関する特約

「●●●●」に係る請負契約(以下「本契約」という。)について、特約を以下のとおり定める。

第1条 本契約にいう「目的物」は「目的たる役務(仕様書に成果報告書等の納入品が定められている場合は、当該納入品も含む。)」と読み替える。

第2条 本契約第22条に定める瑕疵担保責任の範囲は、目的たる役務に対する瑕疵とする。

第3条 本契約第11条(専用治工具)、第13条(完成検査)及び第17条(所有権等の帰属)の第1項は適用しないものとする。

第4条 本契約第14条(受領検査)の条項は、以下のとおり読み替える。

(受領検査)

第14条 乙は、本契約の目的たる役務が終了した場合は、甲が給付の完了の確認を行うために必要な検査(以下、「受領検査」という。)を受けなければならない。
乙は、本契約の目的たる役務の終了に際し、作業完了報告書その他の必要書類を併せて甲に提出するものとする。

- 2 甲は、本契約の目的たる役務が終了した日から15日以内に受領検査を完了しなければならない。但し、当該期間内に検査することが困難な合理的な理由があるときは、検査の日程を別途定めることができる。定められた期間内に、甲が受領検査を行わない場合には、当該役務は受領検査に合格したものとみなす。
- 3 甲は、受領検査において、本契約の目的たる役務を合格と認めたときは、乙に速やかに通知する。
- 4 乙は、受領検査に立ち会うことができる。受領検査に立ち会わない場合は、受領検査の結果について異議を申し立てることができない。

第5条 本契約第15条(再検査)の条項は、以下のとおり読み替える。

(再検査)

- 第15条 乙は、受領検査の結果、本契約の目的たる役務が不合格となった場合は、甲の指示するところに従い、当該役務について作業の追加、再作業等を行い、甲の再検査を受けなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、再検査の手続、再検査にかかる本契約の目的たる役務の納入月日等については前条の定めを準用する。

以上